

平成29年度国際交流団体等活動活性化補助事業実施要綱

1 目 的

国際交流団体等が行う多様な文化・スポーツ交流事業又は県民と在住外国人との交流支援事業等(以下「国際交流事業等」という)を促進する事を目的として、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 応募資格

- (1) 県内で活動する国際交流団体等でその構成員が20名以上であること
- (2) 県内在住外国人で構成する場合は10名以上であること
- (3) 原則として1年以上の活動実績があること
- (4) 過去に交付要綱に基づく交付決定を3回以上受けていないこと

3 補助対象事業

在住外国人への日本語習得支援
在住外国人との友好、交流
県内での国際交流事業

4 補助金額

補助金額は、1団体当たり10,000円に構成員を乗じた額、または30万円を限度とします。

構成員が規定数に達しないときは2分の1を乗じて得た額とします。

5 補助対象事業について他の補助金との併用は認められません。

6 事業実施期間

交付決定の日から平成30年3月15日(木)まで

7 募集期間及び方法

(1) 募集期間

平成29年4月18日(火)まで(必着)

(2) 提出書類

- ① 国際交流団体等活動活性化事業補助金交付申請書・・・別紙1
- ② 参加予定者名簿・・・別紙2
- ③ 経費の積算(予算)書・・・別紙3
- ④ 団体調書・・・別紙4
- ⑤ 構成員名簿・・・別紙5

8 交付決定

「国際交流団体等活動活性化事業審査会」で審査等を行い、5月上旬までに決定し、応募団体に結果を通知します。

9 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、事業の実施に必要な経費（謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、保険料、雑費等）とし、事務局人件費、飲食に要する経費は対象外です。なお、実績報告には領収書等の写しが必要となります。

10 事業報告

事業報告を事業完了日から7日以内に提出していただきます。

11 その他

補助対象事業実施に当たっては、看板・パンフレット等に「(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団 国際交流団体等活動活性化補助適用事業」の表示を行なうこととし、実績報告時に必ず現物あるいは写真（看板等）を1部添付してください。

(問い合わせ先・提出先)

〒870-0029 大分市高砂町2-33

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団

おおいた国際交流プラザ 徳丸

TEL: 097-533-4021

FAX: 097-533-4052

E-mail: in@emo.or.jp

別紙1

国際交流団体等活動活性化事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 佐藤 禎一 殿

〒
申請者 住 所
団体名
代表者名 印
(電話 - -)

下記のとおり国際交流団体等活動活性化事業補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 交流事業等内容

(1) 趣旨・目的

.....
.....
.....

(2) 交流事業等の期間（事業期間）

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(3) 補助事業者の構成人員 _____ 人

(4) 交流事業内容

[参加人員見込み] _____ 概ね _____ 人

[内容：(具体的に)]

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 添付書類

- ・参加者名簿（氏名、住所、学生等の場合は学校名）
- ・経費の積算書
- ・事業内容の分かる資料 等

別紙3

経費の積算(予算)書

区分	金額(円)	内 訳
謝 金		
旅 費		
消耗品費		
燃 料 費		
印刷製本費		
通信運搬費		
賃 借 料		
会 議 費		
保 険 料		
雑 費		
合 計		

1) 補助対象事業に係る経費(以内金は可)のみを記入してください。

2) 事務局人件費、飲食に要する経費は補助対象外となります。

※ この予算はあくまでも参考であり、状況によって減額決定することがありますので予めご了承ください。

別紙4

団 体 調 書

名 称	
所 在 地	〒
代 表 者	
事務担当者	氏 名 連絡先住所 T E L F A X
設立年月日	
団体の活動目的	
主たる活動	
会員数	名（男性 名・女性 名）
予算規模	前年度決算額 千円 今年度予算額 千円
活動実績	
その他特記事項があれば記入してください	

別紙 5

構 成 員 名 簿

NO.	氏 名	役 職 等	住 所

※必要に応じて用紙を追加してください。

